

## ○議案第50号 守口市市税条例の一部を改正する条例案について

### □□□審議経過□□□

#### ＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、市税の納付と督促状の発送との行違いが生じていることなどを勘案し、原則納期限後20日以内とされている督促状発送の期限を30日以内とするとともに、軽自動車税環境性能割の減免に関する所要の規定を定めようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。